

【参照条文】

○ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）

（適用除外）

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 ～ 七 （略）

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ ～ ハ （略）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2 ～ 10 （略）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号ニ、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 （略）

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）

（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供）

第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第十六条の六 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一 内閣総理大臣 消費者委員会

二 経済産業大臣 消費経済審議会

三 法第六十七条第一項第六号の当該商品、特定権利（法第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若し

くは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一 ～ 四十九 （略）

五十 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体が同法第六十五条第二項に規定する業務として行う役務の提供

五十一 （略）

### ○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）

第六条 内閣府に、消費者委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 ～ 四 （略）

### ○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）（※改正前）

（特定適格消費者団体の認定）

第六十五条 適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定（以下「特定認定」という。）を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができる。

2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 被害回復裁判手続に関する業務（第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）

二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務

三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

3～6 （略）

○ **消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律  
(平成 25 年法律第 96 号) (※改正後)**

(特定適格消費者団体の認定)

第七十一条 適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定（以下「特定認定」という。）を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができる。

2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 被害回復裁判手続に関する業務（第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）

二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務

三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

3～6 (略)